

平成23年4月22日

号外第1号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## ■ 目 次 ■

## 監査委員公告

○財政的援助団体等の監査の結果に基づき講じた措置の公表…………… 1

## 監 査 委 員 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成23年4月22日

秋田県監査委員 鶴 田 有 司  
 秋田県監査委員 樽 川 隆  
 秋田県監査委員 大 山 幹 弥  
 秋田県監査委員 阿 部 博 昭  
 財—————583  
 平成23年3月29日

秋田県監査委員 鶴 田 有 司  
 秋田県監査委員 樽 川 隆  
 秋田県監査委員 大 山 幹 弥  
 秋田県監査委員 阿 部 博 昭

秋田県知事 佐 竹 敬 久

財政的援助団体等の監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成23年3月15日付け監委-720で通知のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

監査箇所名	財団法人秋田県総合公社	所管課名	総務課
監査年月日	平成23年1月24日		
(指摘事項)			
1 秋田県立体育館、秋田県立総合プール、秋田県立野球場、秋田県立総合射撃場、秋田県立スケート場、秋田県立運動広場及び秋田県立武道館の7施設において、施設の管理に関する基本協定書第22条に規定している事業報告書を提出していないので、基本協定を遵守すること。			
2 財団法人秋田県総合公社財務規程第57条において、「20万円以上の修繕をするときは契約書を作成しなければならない。」と規定しているが、生涯学習センター分館温水器2号機着火ミス修繕において、契約書を作成していないので、財務規程を遵守すること。			
3 同財務規程第64条第2項において、「理事長は、有価証券の取得に当たっては、元本が保証される以外の有価証券を取得してはならない。」と規定しているが、退職給与引当資産として、元本が保証されていない債券を取得しているので、財務規程を遵守すること。			
4 生涯学習センター分館空調設備保守点検業務において、受託者の過失により漏水したため、受託者が負担することとした上下水道料金について、請求書を発行したものの期末において未納であるものを、未収金として計上していないので、適切に事務処理すること。			
(所管課措置事項)			
1～4			
団体措置事項を厳格に遵守するとともに、職員個々が条例、協定外諸規程等を熟知し、誤処理を未然に防ぐ組織体制を構築するよう要請した。			

また、指摘を受けた各施設所管課に対し、上記措置事項を周知するとともに、協定に基づき適切な管理監督に努めるよう要請した。

監査箇所名	秋田県セーリング連盟	所管課名	スポーツ振興課
-------	------------	------	---------

監査年月日	平成23年1月28日
-------	------------

## (指摘事項)

秋田県セーリング連盟総会において、平成21年度収支決算報告をしているが、秋田県から交付された補助金に係る収支決算が含まれていないので、適切に事務処理すること。

## (所管課措置事項)

平成23年度の総会において、平成21年度の県補助金に係る収支決算報告を報告し、承認を得ることを口頭で指導した。

監査箇所名	公立大学法人国際教養大学	所管課名	学術振興課
-------	--------------	------	-------

監査年月日	平成23年1月24日
-------	------------

## (指摘事項)

寮費等に係る未収金の回収に一層努めること。

## 未収金額（監査日現在）

項 目	金 額 (円)
寮 費	35,600
図書貸出延滞金	1,800
計	37,400

## (所管課措置事項)

未収金の回収について、訪問による督促、海外にいる未納者への督促など、回収に努めるよう指導した。

監査箇所名	公立大学法人秋田県立大学	所管課名	学術振興課
-------	--------------	------	-------

監査年月日	平成23年1月27日
-------	------------

## (指摘事項)

国際出願費用に係る未収金の回収に一層努めること。

## 未収金額（監査日現在）

項 目	金 額 (円)
国際出願費用	135,512
計	135,512

## (所管課措置事項)

平成23年2月28日付けで、全額回収済みであることを確認した。

引き続き、適切な債権管理を行うよう指導した。

監査箇所名	社会福祉法人秋田県社会福祉事業団	所管課名	福祉政策課
-------	------------------	------	-------

監査年月日	平成23年1月28日
-------	------------

## (指摘事項)

秋田県南部老人福祉総合エリアの給食材料供給契約の締結において、前年度の供給業者などを契約実績があるとの理由などにより、今年度の契約業者として選定し、これらの業者と契約しているが、会計規則に規定してい

る随意契約によることができる合理的な理由に該当するとは認められないので、会計規則を遵守すること。

(所管課措置事項)

給食材料供給契約について、具体的な改善策を講じるとともに、今後は、会計規則に則り、適正な事務処理に努めるよう指導しました。

監査箇所名	地方独立行政法人秋田県立病院機構	所管課名	医務薬事課
監査年月日	平成23年1月28日		

(指摘事項)

- 1 医業に係る未収金の回収に一層努めること。

未収金額(監査日現在)

項 目	金 額 (円)
入 院	21,310,777
外 来	452,711
その他医業	102,524
計	21,866,012

- 2 脳血管研究センターの切手等について、当年度受入枚数が年間使用枚数を上回り、前年度繰越より在庫が増加しているため、適切に管理すること。

(所管課措置事項)

- 1 未収金の回収状況及び対策

項 目	金 額 (円)	回収額 (円)	回答日(平成23年3月18日)における残高(円)
入院	21,310,777	461,570	20,849,207
外来	452,711	3,150	449,561
その他医業	102,524	100	102,424
計	21,866,012	464,820	21,401,192

※未収金は、生活困窮のため支払が滞ることにより発生するのが大半である。

支払督促等の法的手続の実施により消滅時効を防止するとともに未納者へ支払いを促すこと、また、分納誓約させることや連帯保証人への請求等を通じてより一層の回収に努めることを病院機構へ指示し、病院機構において当該措置がなされております。

- 2 切手等の使用・購入については、年間使用見込みを踏まえ不要な在庫を抱えないよう適正な管理に努めることを病院機構へ指示し、病院機構において当該措置がなされております。

監査箇所名	社団法人秋田県農業公社	所管課名	農林政策課
監査年月日	平成23年1月27日		

(指摘事項)

家畜導入事業等に係る未収金の回収に一層努めること。

未収金額(監査日現在)

項 目	金 額 (円)
売買・賃貸借事業	40,858,824
農作業受委託事業	4,107,000
就農支援資金貸付金	1,863,000
家畜導入事業	113,492,457
新規参入円滑化等対策事業	312,400
計	160,633,681

## (所管課措置事項)

文書、電話及び面談による督促や、分割返済への対応も含めた個別協議等により未収金の回収に努めており、平成23年3月15日現在で残高は157,201,681円となっております。

特に、家畜導入事業については、滞納している農家の経済状況に応じて、法的措置を講ずるなど、専門家の力を借りながら回収を進めております。

今後とも、未収金の回収に努めるよう指導してまいります。

監査箇所名	財団法人あきた企業活性化センター	所管課名	地域産業振興課
-------	------------------	------	---------

監査年月日	平成23年1月25日
-------	------------

## (指摘事項)

機械類貸与事業等に係る未収金の回収に一層努めること。

未収金額（監査日現在）

項 目	金 額 (円)
設備貸与事業	67,641,837
機械類貸与事業	282,497,283
設備資金貸付事業	64,345,638
ビジネスインキュベーション総合支援事業	38,000
計	414,522,758

## (所管課措置事項)

ご指摘のありました未収金の回収については、(財)あきた企業活性化センターに債権管理の実務に精通した非常勤職員及びプロパー職員を配置しており、これら職員が未収金回収状況を踏まえて毎月初めに作成した訪問計画に従い、定期的な企業訪問による経営状況確認と債務者等の資産状況の確認に努めるよう指導しているほか、支払延期を求める企業等についても、同センター職員が経営状況を把握した上で立案に協力した返済計画に従って償還を進めるよう、指導しております。

この結果、未収企業21社より定期的な入金があり、うち1社については平成22年度に償還が終了したほか、1社は連帯保証人が平成22年度に全額を返済しております。

また、償還が滞っている企業13社を訪問・交渉した結果、新たに5社から償還再開の約束を取り付けております。

この他、未収企業1社については、設備の売却を通じて債権への充当がなされました。

以上の回収活動等により、平成23年2月末現在の未収金は410,721,705円となり、前年度残高から39,554,309円減少いたしております。

今後とも未収金の債権管理を強化するとともに、未収企業が倒産・破産した場合についても債務者及び連帯保証人との折衝を進め、必要に応じて法的な手続きによる回収を進めるなど、それぞれの状況に即した対策を講ずるよう、引き続き指導してまいります。

未収金額（平成23年2月末現在）

(単位：円)

項 目	21年度末	監査日現在 a	23年2月末 b	回収状況 a - b
設備貸与事業	75,457,700	67,641,837	67,314,237	327,600
機械類貸与事業	298,709,123	282,497,283	279,128,830	3,368,453
設備資金貸付事業	75,997,191	64,345,638	64,245,638	100,000
ビジネスインキュベーション総合支援事業	112,000	38,000	33,000	5,000
計	450,276,014	414,522,758	410,721,705	3,801,053

監査箇所名	株式会社秋田ふるさと村	所管課名	観光課
-------	-------------	------	-----

監査年月日	平成23年1月25日
-------	------------

## (指摘事項)

施設の利用料金に係る未収金の回収に一層努めること。

未収金額 (監査日現在)

項 目	金 額 (円)
施設の利用料金	537,121
計	537,121

## (所管課措置事項)

現在の滞納については、計画的な回収を実施するよう指導した。

なお、現在の未収金はテナントの売り上げ減に伴うものであるもので、ホームページ及び来場者への案内を行う等、誘客及び売上げ増へ向けての配慮に努めさせることとした。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号